

沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教短期大学 障がい学生支援 基本方針

1. 基本理念

沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、本学に在籍する学生が、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学びあう大学として、障がい学生支援の充実に努める。

2. 支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行う。合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために本学が行う必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、本学の体制面、財政面において、均等を失した又は過度の負担とならないものをいう。

- (1) 障がいを理由に受験を断念することがないように努める。
- (2) 障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。
- (3) 修学権利が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図るように努める。
- (4) 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。
- (5) 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公正な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を障がいのある学生及びその保護者等に伝える。
- (6) 学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、学内の環境整備に努める。

3. 支援対象学生

本学に入学を希望する受験生及び在籍している学生を対象とする。「障がいのある学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障害があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望した者をいう。

4. 支援体制

障がい学生の支援は、各学部・学科、関係部署・課が連携・協働して支援を行う。
障がい学生の支援に関する窓口は、学生支援部学生課が行う。

5. 合理的配慮にあたらぬもの

以下のようなものは、一般的に、本学にとって「過重な負担」にあたるものとします。

- (1) 本学の教育活動の目的・内容・機能を損なう可能性のあるもの。
- (2) 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び事務・事業規模の制約等によって、実現が不可能なもの。
- (3) 本学の財務状況に照らして、費用・負担が過大となるもの。

(4) その他、要請のあった支援が、どうしても困難と判断されるもの。

「過重な負担」と、本学がやむを得ず判断したものについては、当該学生にその理由を丁寧かつ詳細に説明するものとする。また、一方的通告に終わることの決してないようにし、代替措置の提示も含め、双方の建設的対話によって必要かつ十分な調整を行い、相互理解関係の構築を通じて当該学生からの理解を得られるよう努めるとともに、当該学生の修学を必要かつ合理的な範囲で積極的に支援を行う。

附則

この基本方針は、2018年4月1日から施行する。